

食品安全委員会第670回会合議事録

1. 日時 平成29年10月24日（火） 14：00～14：24

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「めん山羊又は馬に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開」に関する審議結果の報告について

(2) ファクトシートの作成について（報告）

- ・鹿慢性消耗性疾患（CWD）

(3) 食品安全委員会の運営について（平成29年7月～9月）

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1 めん山羊又は馬に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開に係る審議結果について

資料2 「鹿慢性消耗性疾患（CWD）」のファクトシートの作成について（報告）

資料3 食品安全委員会の運営について（平成29年7月～9月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第670回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第670回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は3点ございます。

資料1が「めん山羊又は馬に由来する肉骨粉等の養殖水産動物用飼料への利用再開に係る審議結果について」、資料2が「鹿慢性消耗性疾患（CWD）」のファクトシートの作成について」、資料3が「食品安全委員会の運営について（平成29年7月～9月）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まずは担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、資料1を御用意ください。これに沿って説明をさせていただきます。

農林水産省から諮問のあった、めん山羊または馬に由来する肉骨粉等の養殖水産動物用飼料への利用再開については、10月11日に開催された第107回「プリオン専門調査会」で農林水産省から諮問の内容について説明がなされた後、審議が行われました。

審議の結果、次に示す理由から、めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料を給餌された魚等を人が摂取した場合のリスクは、無視できる程度と考えられました。

その理由としまして、第1に、平成28年1月の「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」では、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、日本の野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断していることを踏まえ、めん羊及び山羊の肉及び内臓等の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症は考えがたいと評価していること。

第2に、めん山羊肉骨粉等の原料になる馬については、これまで野外でのプリオン病の存在は報告されておらず、馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に関与している可能性があるとの報告があります。

なお、馬については、平成19年に馬のBSEに対する感受性に関する科学的知見がないことから評価することはできないとしていますが、野外でのプリオン病の存在は平成19年以前から、そしてそれ以降も報告されておられません。また、馬のプリオン病への抵抗性に関する報告は平成19年以降に得られたものです。

第3に、魚へのBSEプリオンの伝達については、平成19年10月の「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」では、仮にBSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由でBSEプリオンが侵入・増殖することは困難であると評価しており、当該評価以降、魚でBSEプリオンが増殖し伝達したことを示す科学的知見は確認されていません。

以上を踏まえ、プリオン専門調査会では、めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料を給餌された魚等を人が摂取した場合のリスクは、無視できる程度と考えられると結論づけられました。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、資料1に記載のプリオン専門調査会におけるものと同じ結論としたいと思います。

また、この結論を踏まえると、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められると思います。そして、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(2) ファクトシートの作成について (報告)

○佐藤委員長 続いて、次の議事でございます。

「『鹿慢性消耗性疾患 (CWD) 』のファクトシートの作成について」です。

まず、事務局から報告をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 お手元の資料2をお願いいたします。

まず、作成の背景について御説明いたします。先般、プリオン専門調査会の専門委員から、CWDに関する知見の整理をしてはどうかという御提案をいただきました。そこで、事務局で本ファクトシートの案を作成し、プリオン専門調査会で御審議いただきました。専門委員の先生方の御了承が得られましたので、御報告をいたします。

表の紙を御覧ください。概要でございます。鹿慢性消耗性疾患 (CWD) は、シカ科の動物が罹患する伝達性海綿状脳症 (TSE) として知られています。これまでに日本における発生は確認されていません。また、食品を介した経路も含めて、病原体であるCWDプリオンが、人へ感染することを示す証拠はこれまでに確認されていません。一方、近年、諸外国ではCWDのシカ科動物間における感染拡大が報告されております。これらのことを踏まえ、査読を受けた科学論文として報告されている知見を整理し、本ファクトシートとして取りまとめました。

お開きいただきますと、ファクトシートの本文になります。1 ページ目の「1. 鹿慢性消耗性疾患 (CWD) とは」ということで、先ほど御説明した内容をまとめております。

「2. 発生状況」です。最初の1行目、CWDは、米国、カナダ、韓国及びノルウェーにおいて発生が確認されております。各国の状況をその以下に記しております。

2 ページ目に「3. CWDの病態、診断及び感染経路」を書いております。最初の2行でございますが、感染動物は、数年の潜伏期間の後、進行性に消瘦、衰弱、流延等の症状を呈し、三、四カ月で死に至る、こういうものでございます。

3 ページからは「4. 人に対する影響」についてまとめております。その最初のところからです。査読を受けた科学論文として報告されているCWDプリオンの人に対する影響に関する研究結果の概要を以下にまとめた。

最初に、CWDプリオンが人のプリオン病の原因となったことを示す疫学的な知見はない。

2つ目のポツです。サルへの投与実験では、リスザルに対して高い感受性を示す一方、カニクイザルに対しては、高い種間バリアの存在が示唆されている。

3つ目のポツですけれども、CWDプリオンが経口で牛に感染したことを示す疫学的または

実験的な知見はない。詳細はその下に書いております。

ちょっと飛びまして、6ページ目、参考といたしまして「各国機関による対応等」を書いております。3行目からでございますが、各国機関は、「疫学的にはCWDが人で伝達した証拠はない」または「人への伝達のリスクが低い」との趣旨の見解を示しております。ただし、米国疾病予防管理センター（CDC）は、近年学会で発表された研究結果をもとに、「CWDがヒトに対するリスクとなる可能性があるという懸念を生じさせ、ヒトのCWDへのばく露を防止することの重要性を示唆している」としています。また、欧州食品安全機関（EFSA）は、*in vitro*での実験結果に基づき、「CWD感染シカ科動物と人における絶対的な種間バリアを示す証拠はない」としております。各国が公表しております詳細はその下に記載しております。

以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

では、まずは村田委員からお願いします。

○村田委員 私の方は素人っぽい質問だと思いますけれども、この病気はそもそも日本のシカにはないと理解してよろしいのかということが1点。

それから、先ほどサルの話がありましたけれども、このサルが2種類あって、片方は全然感染しなくて片方は感染したということですが、どちらが生物学的に人間に近いものなのかというのがもし分かったら教えてください。

○吉岡評価第二課長 最初の日本のシカにということですがけれども、韓国で発生しているものはニホンジカだということです。日本国内では確認されていないということです。

どちらが近いかというのは、4ページの（2）の①の真ん中あたりで「進化学的にはカニクイザルは人により近縁」ということでございます。

○村田委員 近縁の方が発症していないと理解してよろしい訳ですね。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ただ、リスザルとカニクイザルの2種類しか見ていない訳ですからね。

他にどなたか御質問はありますか。

○山本委員 質問ではなくてコメントなのですがけれども、このファクトシートをまとめたことは非常に意味のあることだと思っています。これらをぜひリスク管理機関へも情報提

供していただければと思います。

なお、現在、日本ではCWDが発生していないということですが、発生状況の確認を適切に行っていくことが必要なのではないかと考えています。サーベイランス等を通じてやっていただきたいと考えています。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○吉岡評価第二課長 今日ここでの報告後に食品安全委員会のウェブサイトに掲載するとともに、Facebook等でも周知し、またリスク管理機関にも十分伝え、これからも連携をとって対応してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 日本にはないということなのですが、入れないためにもやはり知識を持っておくことが大切だと思いますので、広報というか、周知方をしっかりしてほしいと思います。

ちょっと細かい点なのですが、2ページ目です。「3. CWDの病態、診断及び感染経路」の2行目で「病理学的検査による空胞変性の確認」とあるのですが、これはやはり空胞変性だけだとちょっと分かりにくいので、ニューロンとか何か入れておいた方がよろしいのではないのでしょうか。その後の何とか検査によるというのは脳内またはリンパ節内の異常プリオンを確認するというので分かると思うのですが、空胞変性だけだと、後ろから見れば当然脳だと思うのですが、ちょっと分かりにくいので、ニューロンとか何か入れておけばいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本委員 脳の病理組織であるということがはっきり分かるような形で書き加えることが必要かと思っておりますので、そのように少し修正したいと思います。

○佐藤委員長 よろしく申し上げます。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 文言でつまらないことなのですが、ファクトシートの最初のところに「鹿慢性消耗性疾患」と書いてあるのです。これでいいのでしょうか。シカというのはこういう時には漢字で書くのが普通なのではないでしょうか。先ほどホームページに載せるというお話しでしたが漢字がずらずら並んですごく難しい感じがするのですが、これが正しければこれで全然問題ないと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○吉岡評価第二課長 CWDを記載する日本語の時、通常は漢字を使っております。

○山本委員 家畜伝染病予防法に載っている書き方がどうなっているのか、ちょっと記憶がないのですけれども、法律上の書き方でいくと。

○吉岡評価第二課長 法律上は分けて書いていないということです。

○山本委員 食品安全委員会の場合は、生物学的なものではシカは片仮名で書くということですので、片仮名で書いた方が分かりやすいということであれば、そのように変更も可能かと思えます。

○村田委員 一般的にはその方が分かりやすいと思っただけで、私はこれが悪いという訳ではないです。

○佐藤委員長 でも、慢性消耗性疾患というのも難しいですね。読んでみて分かりやすい方というか、見やすい方がいいかと思えます。ただ、いつも思うのは、やはり動物の名前は難しく、それこそ法律で決まっているものもあるし、生物学的には一般的に片仮名で書いたりするのですけれども、食べ物の時とそうでない時で違うとか何かややこしいので難しいと思えますが、読む方の印象というのもあると思えます。

○山本委員 もし読み方がということであれば、振り仮名を振るという手もあるかと思えますけれども、ちょっとごちゃごちゃしてしまいますかね。

○佐藤委員長 Facebookに載せる時は少し御検討いただければと思います。

○吉岡評価第二課長 承知しました。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ただ今申し上げましたように幾つかの修正あるいは読みやすさを考えた上で、本資料についてもこれまで作成したファクトシートと同様にホームページで公表し、Facebookでも広報いただくということで、情報発信として大変よろしいのではないかと思います。

また、今後、新たな科学的な知見や情報があった場合には、これはファクトシートでございますので、随時内容を更新していくようお願いしたいと思います。

(3) 食品安全委員会の運営について（平成29年7月～9月）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について（平成29年7月～9月）」でございます。

これは事務局から報告をお願いいたします。

○松原総務課長 資料3に基づいて御報告申し上げます。

食品安全委員会の開催について、月ごとに状況を整理しています。1ページから3ページまでにおいては、7月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられています。結果の通知が行われた案件は、農薬「ジクロロプロップ」を始め農薬5品目、農薬及び添加物2品目、動物用医薬品1品目、プリオン1案件、遺伝子組換え食品等5品目、肥料・飼料等1案件並びに薬剤耐性菌1品目です。

7月には、これらの他、平成29年度食品安全確保総合調査追加課題が決定されるとともに、食品安全モニターからの随時報告及び評価技術企画ワーキンググループによる「新しい時代に対応した評価技術の検討」について報告が行われ、あわせて、栄養成分関連添加物及び酵素に関する食品健康影響評価指針の制定並びに加工助剤に関する食品健康影響評価の考え方の策定に伴う「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正が決定されました。

4ページ及び5ページにおいては、8月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられています。結果の通知が行われた案件は、農薬「フルオピコリド」を初め農薬2品目、農薬及び動物用医薬品2品目、動物用医薬品2品目、遺伝子組換え食品等1品目並びに薬剤耐性菌1品目1案件でございます。

8月には、これらの他、平成28年度食中毒発生状況の概要について厚生労働省から報告が行われるとともに、平成29年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題が決定されました。

6ページ及び7ページにおいては、9月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられています。結果の通知が行われた案件は、プロファム試験法の改正に伴う食品、添加物等の規格基準の改正等に関する事項の他、農薬1品目、かび毒・自然毒等1品目、遺伝子組換え食品等1品目及び肥料・飼料等1案件でございます。

9月には、これらの他、8月3日に着任された江崎大臣による挨拶が行われるとともに、平成28年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果及び平成29年度食品安全確保総合調査追加課題が決定され、あわせて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について報告が行われました。また、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ及び香料ワーキンググループの設置が決定されました。

8ページ及び9ページにおいては、専門調査会等の運営状況について、専門調査会等ごとに開催回数及び調査審議案件が掲げられています。

10ページから12ページまでにおいては、意見交換会の開催等に関する状況が掲げられています。意見交換会については9回行われました。また、食品関連事業者、研究者等を対

象として食品安全に関する理解を深めていただく、いわゆる「精講」も行われました。

11ページの講師派遣については11回行われ、そのうち7回においては委員にも御講演いただきました。

また、児童が夏休みに社会を知る機会となること等を目的とした、いわゆる「子ども霞が関見学デー」のプログラムも消費者庁との連携の下に行われました。

さらに、12ページに掲げられているとおり、食品安全モニター会議も開催されました。

13ページ以降については、情報提供に関する状況が掲げられています。

Facebookについては、7月において19記事、8月において21記事、9月において14記事が提供され、それぞれ約7万7,600件、約7万4,800件、約6万1,100件の閲覧がありました。

15ページのブログについては、7月において14記事、8月において18記事、9月において12記事が提供され、それぞれ約5,400件、約6,300件、約4,900件の閲覧がありました。

17ページのメールマガジンについては、引き続き約1万人の方々に対し、7月においては野外活動中における食中毒に関する記事を、8月においては加熱調理と食中毒との関係に関する記事を、9月においてはアニサキスに関する記事を配信しました。

御報告は以上のとおりでございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

これは定例の報告ではございますけれども、こうやってまとめて見ると、食品安全委員会のアクティビティーも随分高いものだなという感じがいたします。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週10月31日火曜日14時から開催を予定しております。

また、25日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、15時から是非公開で、27日金曜日13時半から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が公開で、14時から是非公開で、来週30日月曜日14時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第670回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。